

## 「臨床心理士・公認心理師による保育士等の 心のケア事業」について

標記について県より周知依頼が来ましたのでお知らせします。ご活用いただけたら幸いです。



「臨床心理士・公認心理師による保育士等の心のケア事業」とは

臨床心理士・公認心理師が施設へ訪問し、施設長等管理者（以下、管理者）からのヒアリング及び勤務する職員の悩み相談を行い、それらを踏まえ可能な範囲で管理者へフィードバックを実施することで、管理者のマネジメント力の向上、さらには施設全体のメンタルヘルスの向上を図ることを目的としています。